

一般社団法人 八幡平市体育協会育成費支給規程

- 第1条 この規程は、本会に所属する団体への育成費の額について定めるものとする。
- 第2条 育成費の支給を受けようとする団体は別紙申請書、請求書を提出することとする。
- 第3条 育成費は一団体につき4万円と各団体毎の正会員数に1万円を乗じた額を支給する。
- 第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。
- 第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。
- 2 この規程は一部改正のうえ、平成25年2月6日から施行する。
- 3 この規定は一部改正のうえ、平成31年4月1日から施行する。